

前橋市読み聞かせグループ連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、前橋市読み聞かせグループ連絡協議会という。

(目 的)

第2条 本会は、前橋市内読み聞かせグループの活動への協力と相互の連携協力を図り、読み聞かせ活動の推進を期する。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 読み聞かせグループ間の交流と情報交換
- (2) 講演会、研修会などの開催
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、前橋市内の読み聞かせグループ及び個人会員をもって組織する。

(会 費)

第5条 会員は会費を負担するものとする。

- 2 会費は、各グループ及び個人会員年額1,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、臨時会費を徴収することができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監査 | 2名 |
| (6) 理事 | 若干名 |

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 4 書記は、会の事務を処理する。
- 5 会計は、会の経理に当たる。
- 6 監査は、会員と事務局から各1名おき、事業及び会計を監査する。
- 7 理事は、会の運営を協議決定する。

(役員を選出と任期)

第7条 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は本会の了承を得、会長が任命する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集する。

- 2 総会は、年1回開催する。
- 3 役員会は、正副会長及び書記、監査、理事をもって構成し、必要に応じて開催する。
なお、会長が必要と認める場合は、顧問その他を出席させることができるものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は前橋市立図書館に置く。

- 2 事務局は、会長の命を受け、本会の事務を処理する。
- 3 事務局に事務局員を置き、職員は会長が委嘱する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第12条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

(会則の改正)

第13条 この会則の改正は、総会の議決による。

附 則

- 1 本会の会則は、平成20年5月5日から施行する。
- 2 平成22年6月7日 一部改正
- 3 平成30年6月4日 一部改正